

議案第 6 7 号

飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う改正

飛驒市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する 条例

飛驒市多機能型障がい者支援施設条例（令和２年飛驒市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第６条第４号中「法第77条第３項」を「法第77条第５項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市多機能型障がい者支援施設条例の規定は、令和６年４月１日から適用する。

飛驒市多機能型障がい者支援施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第5条 略 (実施事業) 第6条 施設は、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1)～(3) 略 (4) <u>法第77条第3項</u>に規定する地域生活支援事業 (5) 略 以下 略	第1条～第5条 略 (実施事業) 第6条 施設は、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1)～(3) 略 (4) <u>法第77条第5項</u>に規定する地域生活支援事業 (5) 略 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛驒市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第104号）の施行に伴い所要の改正を行うもの。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 上位法の改正に伴い、同法から引用して規定していた条項に条項ずれが生じたため、引用条項番号を改正するもの。 【改正の内容】 「法第77条第３項」を「法第77条第５項」に改める。 （第６条関係）
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	公布の日（適用日：令和６年４月１日）
備 考	